





# 加古川地区ささえあい協議会

## 令和4年5月12日更新分



今回の内容



「加古川地区ささえあい協議会だより Vol5」  
を発行しました。

計2枚（本紙を除く）

### 【事務局】

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町 177-12

加古川市社会福祉協議会 地域福祉推進係 担当：松本

Tel:(079)424-4318 Fax:(079)425-4711

Mail:chiiki@kakogawa-shakyo.jp

平成27年の介護保険法改正により、「生活支援体制整備事業」が始まりました。住み慣れた地域で、誰もが生活を継続するため、住民が主体となり、地域で助け合いのしくみづくりを協議し、実践していく事業です。

加古川中学校区では、令和2年度に「加古川地区ささえあい協議会」を立ち上げ、現在、「(仮)シルバー110番」のしくみづくりを進めています。

これは、加古川地区の住民や店舗、介護施設の職員などが担い手となり、高齢者の不安や困りごとを解決するため相談窓口になるというしくみです。

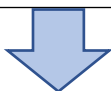
## 令和3年度 第4回加古川地区ささえあい協議会が開催されました

とき：令和4年3月17日 場所：総合福祉会館 大ホール

今回は、「(仮)シルバー110番」の実践に向けて

- 全体協議では、以下のような事例が報告され、協議しました。

【事例】先日、住民が路上で座り込んでいる高齢者を見つけ、私（民生委員）に連絡がありました。私は、地域包括支援センターへ連絡し、現在、その高齢者は地域で安心してらせるようになりました。

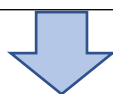


【まとめ】・住民の高齢者を見守る意識と専門職へつなぐ力が必要である。  
・住民と民生委員の顔の見える関係性が必要である。



- また、以下のような質問があり、協議しました。

【質問】しくみの担い手と民生委員の役割はどう違うのか？



【まとめ】民生委員と分けて考える必要はない。このしくみを啓発して、民生協力員や隣保長など、多くの地域住民が見守りの意識を持って相談を受ける様になれば良い。

## グループワークで出た意見(要約)

**1班** メンバー：介護保険事業所、薬剤師会、地域包括支援センター

- ・介護保険事業所は、相談を解決できる。相談を受けるだけでなく、つなぎ先としてこのしくみに関わってはどうか。
- ・まず、協議会メンバーで相談所を開設してみる。実践しながら、しくみを見直してはどうか。
- ・高齢者は、相談に来てくれるのか。相談しやすいように工夫が必要。

**2班** メンバー：町内会連合会、民生児童委員

- ・担い手が見つからないので、気軽に参加できるしくみにする。
- ・隣保長から困りごとをあげてもらい、町内会と民生委員が対応する。
- ・住民を対象に、身近な集まりや町内会で相談の流れを説明し、事例を付けて、話し合いをするような見守りの研修を実施する。

### 今後の方向性

- ・事業所は、専門職が対応する相談窓口設置に向けて、準備を進めていきます。
- ・町内会連合会や民生委員は、見守り研修会の実施に向けて、準備を進めていきます。

### お知らせ

## 加古川地区ささえあい協議会に新メンバー加入

今回から、協議会メンバーに、播磨薬剤師会から、じけまち調剤薬局とアサヒ薬局店の薬剤師さんが加入しました。

## ささえあい協議会のホームページが立ち上がりました

各地区ささえあい協議会の情報や地域活動について、社会福祉協議会のホームページでお知らせすることになりました。ささえあい協議会情報を掲載した「地域の虹」のバックナンバーも掲載しています。



### 「生活支援コーディネーター」

生活支援コーディネーターは、ささえあい協議会を通じて、地域の困りごとを解決するため多様な団体や人と人をつなぎ、住民同士がささえあって暮らせるまちづくりを進めます。

## 加古川地区ささえあい協議会

事務局：加古川市社会福祉協議会

生活支援コーディネーター

松本・松永

☎ (079) 424-4318

